

答 申 第 1 1 5 号
(諮 問 第 1 1 6 号)

令和 5 年 (2023 年) 11 月 21 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 3 月 24 日付け鎌総第 3613 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和3年（2021年）12月17日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「清算事業団用地は、平成元年12月19日閣議決定で、平成9年度までに地質的な処分を終了することとなっていたが、鎌倉市は、平成8年3月13日から平成20年3月24日まで、9回で分割取得ができた理由文書」について、実施機関鎌倉市長が令和4年（2022年）1月4日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和3年（2021年）12月17日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「清算事業団用地は、平成元年12月19日閣議決定で、平成9年度までに地質的な処分を終了することとなっていたが、鎌倉市は、平成8年3月13日から平成20年3月24日まで、9回で分割取得ができた理由文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和4年（2022年）1月4日付け鎌倉市指令深地第8号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）1月14日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）1月14日付けで提出した審査請求書、同年3月2日付けで提出した反論書及び令和5年（2023

年) 5月26日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人による口頭意見陳述は実施していない。

ア 日本国有鉄道清算事業団の所有地(以下「清算事業団用地」という。)は、平成元年12月19日の閣議決定で、平成9年度までに実質的な処分を終了するとされているが、平成8年3月13日から平成20年3月24日まで、計9回、日本国有鉄道清算事業団から鎌倉市に対し、文書で早期の購入要請がされている。

イ 清算事業団用地の取得にあたっては、鎌倉市から日本国有鉄道清算事業団に申し入れ、調整を行わないと分割での取得はできない。

ウ 意見書に添付した証拠の文書からも、行政文書不存在決定処分は不当である。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和4年(2022年)2月18日付けで提出された弁明書による決定理由説明によると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、審査請求の理由として、「清算事業団用地に関し、鎌倉市が購入意向、要望、協議等を行うため日本国有鉄道清算事業団に文書で連絡したと推定する」、「日本国有鉄道清算事業団から鎌倉市に対し、早期の購入要請の文書が発行されている。」「鎌倉市が文書で要望し、日本国有鉄道清算事業団が納得しない限り、延長、分割の取得はできない。」とし、請求趣旨に合致する文書の発信及び收受があったにも関わらず公開されていないと主張していると思料する。
- (2) 処分庁は、本件請求の趣旨に合致する文書について、保存文書台帳等を検索し、請求の趣旨に合致する文書が存在しなかったことから、行政文書不存在決定処分を行ったものであり、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実

施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件処分に係る対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、「清算事業団用地は平成元年12月19日の閣議決定で、平成9年度までに実質的な処分を終了することとなっていたが、鎌倉市は平成8年3月13日から平成20年3月24日まで9回の分割取得ができた理由」に関する文書である。

実施機関は、本件請求の趣旨について、鎌倉市が清算事業団用地を分割で取得することになった理由が分かる文書である旨を審査請求人から聴き取った上で保存文書台帳等を検索したが、本件請求の趣旨に合致する文書が存在しなかったことから、本件行政文書不存在決定処分を行った。

審査請求人は、清算事業団用地を分割で取得することについて鎌倉市と日本国有鉄道清算事業団との間で協議等がなされたはずであり、不存在決定処分は不当であると主張する。

そこで、本件処分の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

鎌倉市は、平成9年（1997年）3月から平成20年（2008年）3月までに、清算事業団用地を分割して取得してきたことが認められ、清算事業団用地の最初の取得から本件請求までに20年以上が経過している。

当審査会が実施機関から聴き取ったところによれば、保存文書台帳及び庁内ネットワークの共有ドライブ内の「用地管理」に格納された文書を検索したところ、本件請求の趣旨に合致する文書の存在を認めることができず、また実際に用地取得に携わっている公的不動産活用課にも照会したところ、該当する文書がないことを確認したとのことであった。

さらに、当審査会は、審査請求人の主張に基づき、鎌倉市から国鉄清算事業団に提出された文書、国鉄清算事業団と鎌倉市が協議、調整等を行ったことが分かる文書、平成9年7月7日付市長決裁の文書及び国鉄清算事業団から鎌倉市が受け取った回答等の文書の存否について改めて調査するよう実施機関に求めたが、同様にその存在を確認することができなかったとのことであった。

従って、本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の主張については、特段の不自然・不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 3 / 1 2 / 1 7	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 2 8	行政文書不存在決定通知書
4 / 1 / 1 4	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
2 / 1 8	処分庁が審査庁に弁明書を提出
3 / 2	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 2 4	審査会に諮問
5 / 5 / 2 6	審査請求人が審査庁に意見書を提出
7 / 3	第 147 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
8 / 2	第 148 回審査会で審議
9 / 4	第 149 回審査会で審議
1 0 / 2	第 150 回審査会で審議
1 1 / 6	第 151 回審査会で審議
1 1 / 2 1	答申（第 115 号）